

関係保護者 様

水俣高等学校長
米納 康志

日本学生支援機構平成31年度大学等奨学生募集に係る説明会について

向暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、日本学生支援機構より下記のとおり平成31年度大学等奨学生採用候補者の募集の依頼がありました。このことについて、本校において希望生徒向けの説明会を6月11日（月）に予定しております。この説明会時に生徒を通じまして申請に必要な書類等のお知らせをし、その後、申請の有無を確認いたします。

つきましては、説明会へのお子様の参加の有無を調査いたしますので、調査票を、6月7日（木）までに、担任へ提出をお願いします。

なお、進学するか未定の場合や、貸与または給付のいずれかにするか悩んでいる場合におきましても生徒向けの説明を行いますので、生徒の参加をお願いします。

記

日本学生支援機構平成31年度大学等奨学生採用候補者の募集について

貸与型奨学生																							
日本学生支援機構では、経済的困難により修学に困難がある優れた学生に対し、奨学金を貸与します。在籍する学校から推薦のあった生徒については、推薦基準に合致することを審査のうえ、人物・健康・学力・家計について総合的に判定・選考し、「奨学生採用候補者」を決定することになっています。																							
対象者	平成31年3月末に高等学校を卒業予定の者																						
貸与期間	在学する学校の正規の修業年限																						
利子	第一種（無利子）、第二種（有利子）																						
申込基準	第一種	次の①、②のいずれかに該当する人 ① 高等学校における申込時までの全履修科目の評定平均値が3.5以上であり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがある人 ② 次の（１）～（３）のいずれかに該当する人 （１）家計支持者(原則父母)の平成30年度の住民税が非課税である人 （２）家計支持者(原則父母)が生活保護を受給している （３）社会的養護を必要とする人 ※貸与型奨学生（第一種）に関しては、今回のみの募集となります。																					
	第二種	高等学校における成績が学年の平均水準以上であること																					
申込基準 （家計）	第一種	【給与所得世帯】3人世帯：657万円以下、4人世帯：747万円以下、5人世帯：922万円以下 【給与所得以外の世帯】3人世帯：286万円以下、4人世帯：349万円以下、5人世帯：514万円以下																					
	第二種	【給与所得世帯】3人世帯：1,009万円以下、4人世帯：1,100万円以下、5人世帯：1,300万円以下 【給与所得以外の世帯】3人世帯：601万円以下、4人世帯：692万円以下、5人世帯：892万円以下																					
	併用	【給与所得世帯】3人世帯：599万円以下、4人世帯：686万円以下、5人世帯：884万円以下 【給与所得以外の世帯】3人世帯：245万円以下、4人世帯：306万円以下、5人世帯：476万円以下																					
貸与月額	第一種	・月額2万円から5万円。もしくは以下の金額。																					
		<table><tr><td colspan="2">第一種（無利子）</td><td>国公立大</td><td>私立大</td><td>国公立短大・専門</td><td>私立短大・専門</td></tr><tr><td>自宅生</td><td>最高月額</td><td>45,000円</td><td>54,000円</td><td>45,000円</td><td>53,000円</td></tr><tr><td>自宅外生</td><td>最高月額</td><td>51,000円</td><td>64,000円</td><td>51,000円</td><td>60,000円</td></tr></table>				第一種（無利子）		国公立大	私立大	国公立短大・専門	私立短大・専門	自宅生	最高月額	45,000円	54,000円	45,000円	53,000円	自宅外生	最高月額	51,000円	64,000円	51,000円	60,000円
		第一種（無利子）		国公立大	私立大	国公立短大・専門	私立短大・専門																
自宅生	最高月額	45,000円	54,000円	45,000円	53,000円																		
自宅外生	最高月額	51,000円	64,000円	51,000円	60,000円																		
第二種	月額2万円～12万円から申込者が選択します。（1万円単位で選択可能）																						
入学時特別増額貸与奨学金(有利子)	第一種・第二種奨学金の初回振込時に併せて10万、20万、30万、40万、50万円の中から選択。 ※振込みは進学後になりますので、入学前の入学金に充てることはできません。																						

給付型奨学生

日本学生支援機構では、高等学校において優れた生徒であって、大学等への進学の実現が困難であるにもかかわらず、経済的理由により進学が極めて困難な生徒に対して、返還の必要のない給付奨学金を交付することにより、大学等への進学を後押しすることを目的とするものです。

対象者	平成 31 年 3 月末に高等学校を卒業予定の者
給付期間	平成 31 年 4 月分から卒業する（修業年限の終期）まで
申込資格	平成 31 年度に大学等へ進学する希望を持っていて、平成 31 年 3 月に高等学校を卒業予定の人
申込基準	以下のいずれかに該当する者の中から行うこととする 1. 家計支持者の平成 30 年度住民税（市町村税所得割）が非課税であり、家計支持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額等を差し引いた金額が、第一種奨学金の収入基準額以下であること 2. 家計支持者が生活保護を受給していること 3. 社会的養護を必要とする人 ※給付型奨学生に関しては、今回のみの募集となります。
貸与月額	自宅通学生：2 万円（国公立への進学）、3 万円（私立への進学） 自宅外通学生：3 万円（国公立への進学）、4 万円（私立への進学） ※国立大学等で授業料の全額免除を受ける場合、支給月額は減額され、自宅通学 2 万円→0 円、自宅外通学 3 万円→2 万円となります。減額されても給付奨学生としての身分は継続します。
一時金	社会的養護を必要とする人は入学時に 24 万円の交付を受けることができます。振込開始月に振り込まれます。進学前には振込まれません。

※社会的養護とは、保護者のいない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に行う養護のこと。社会的養護が必要な生徒とは、具体的には児童福祉法上の措置として児童養護施設に入所する者や里親の下で養育される者等を指す。

※今年度より予約採用の申し込みには、申込者本人と家計支持者（2 人いるときは 2 人とも）のマイナンバーを提出する必要があります。（貸与型も給付型も必要です。）

※日本学生機構より上記の基準を満たす人のうち各高等学校から推薦を受けた人が給付奨学生の推薦基準を満たす人として推薦されます。各高等学校等から推薦できる人数は決まっており、今年度の本校採用枠は5 名です。

※給付型奨学金は、貸与型奨学金との併用も可能です。

※今後の予定 6／11（月）対象者説明会実施（生徒のみの参加）
6／29（金）スカラネット入力 および 各種提出書類提出

※説明会への参加の有無を、**6月7日(木)まで**に、担任へ提出してください。

----- キ リ ト リ -----

平成 31 年度大学等奨学生募集に係る説明会出席票

平成 31 年度大学等奨学生募集に係る説明会へ（ 参加します ・ 参加しません ）

参加する場合、申請を考えている項目に丸を付けてください。	
	貸与型のみ希望
	給付型のみ希望
	貸与型と給付型の併用を希望
	給付型のみを希望するが、推薦から漏れた場合、貸与型を希望する
	説明会及び配付資料を元に検討したい

（ ）年（ ）組（ ）号 生徒氏名（ ）

保護者氏名（ ）